

# 農林業センサス研究会開催要領

令和 4 年 6 月  
(令和 4 年 10 月 一部改正)  
大臣官房統計部

## 第 1 目的

農林業センサスは、5年ごとに我が国農林業・農山村の基本構造及びその動向を全数調査により把握する最も基幹的な統計調査であり、農林業施策の推進に必要な基礎的かつ総合的な統計データ及び各種農林統計の作成に必要な母集団情報の提供を目的としている。

また、近年の個人情報保護の意識の高まり等、調査環境の変化への対応も可能となるよう、円滑かつ効率的な調査内容・手法とする必要がある。

このようなことから、2025年農林業センサスの実施に向け、新たな施策ニーズへの対応、調査事項・調査手法の見直し、調査実施計画等について幅広く検討を行うことを目的として「農林業センサス研究会」（以下「研究会」という。）を開催する。

## 第 2 研究事項

### 1 新たな施策ニーズへの対応

食料・農業・農村基本計画等に基づく新たな施策ニーズ及び現状の結果の活用状況を踏まえ、調査項目の新設・簡素化の検討等

### 2 調査方法等の見直し

個人情報保護意識の高まりや調査員、調査客体の負担軽減への対応等

### 3 調査実施計画の策定

調査の準備から結果公表までの一連の工程を示した計画の検討

### 4 その他

オンライン調査の利用率向上、調査結果の高度利用、広報のあり方等

## 第 3 構成

1 研究会は、別紙に掲げる委員によって構成される。なお、必要に応じ委員以外の有識者の参加を求めることができるものとする。

2 研究会に、委員から互選される座長及び座長が指名する座長代理各 1 名を置く。

#### 第4 運営

- 1 研究会は、農林水産省大臣官房統計部長が招集する。
- 2 研究会は、意見交換の場のため、研究会における意見の取りまとめは、あくまで意見交換の結果と位置付けることとする。
- 3 研究会の議事の運営は、座長が行う。座長が不在の場合には、座長代理がその職務を代理する。
- 4 研究会は、公開とする。ただし、研究会の運営に著しい支障があると認められる場合には、座長は研究会に諮って、非公開とすることができる。
- 5 研究会は、議事録を作成し公表する。ただし、研究会を非公開とする場合は、議事概要を作成し公表する。
- 6 研究会の庶務は、農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室において処理する。
- 7 その他研究会の運営に必要な事項は、座長が研究会に諮り決定するものとする。

2025年農林業センサス研究会委員名簿

あんどう 安藤	みつよし 光義	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
いけだ 池田	きぬこ 絹子	群馬県総務部統計課長
こが 古閑	くみこ 久美子	株式会社博報堂 DY メディアパートナーズ メディア戦略推進局局長代理 (兼) メディアアカウント統括グループ グループマネージャー
こでら 小寺	けいこ 恵子	岡山県農林水産部農政企画課長
たかはし 高橋	ひろし 大志	慶応義塾大学大学院経営管理研究科教授
たけだ 竹田	まり 麻里	東京大学大学院農学生命科学研究科 農業・資源経済学専攻食料・資源経済学研究室 特任研究員
つぼたに 坪谷	としゆき 利之	農事組合法人木津みずほ生産組合
はしぐち 橋口	たくや 卓也	明治大学農学部食料環境政策学科教授
はやし 林	ういち 宇一	宇都宮大学農学部森林科学科助教
やまざき 山崎	みほ 美穂	農業生産法人有限会社アグリ山崎

[50音順：敬称略]